

(裏面)

「えひめ材の家づくり促進支援事業」の申請にあたっての確認書

「えひめ材の家づくり促進支援事業」の申請にあたり、次の1～3に掲げる条件に異議ないことを確認します。

1. 提供される柱材等の種類、数量

①県内で生産されたスギ・ヒノキの柱材やツーバイフォー材とする。

「在来軸組工法（柱材）」

日本農林規格（JAS）に合格したもの又はこれと同等以上の性能を有するもの（一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けしたもの）、かつ、天然乾燥又は人工乾燥により20%以下の含水率に至るまで乾燥させた材とする。

1件あたりの柱材提供は、198千円とする。

ただし、森林認証材については、243千円とする。

また、梁・桁について、県産材をすべて使用した場合、60千円/件を上乗せ助成する。

「枠組壁工法（ツーバイフォー材）」

日本農林規格（JAS）に合格したツーバイフォー材とする。

1件あたりの提供はツーバイフォー材相当分の172千円とする。

2. 建築される住宅等に関する条件

①県内において、自らが5年以上使用するために建築する住宅等

②別表1、2に掲げる主要部材に県産材を概ね80%以上使用し、延床面積80㎡以上の住宅等

③森林認証材の補助は、②の条件に加え、主要な柱材である通柱、管柱に森林認証材を概ね80%以上使用する住宅に限る。

④建設中、林材会議から貸し出されるのぼりを設置するとともに、構造見学会等を行うなど、PRに協力することができる住宅等

⑤完成後、アンケートに答えるなど3年間のモニター協力ができる住宅等

⑥建築基準法及びその他関係法令（用地等も含む）を遵守して建築する住宅等

⑦国が実施する地域材を使用することによる補助事業等と重複しない住宅等

3. その他

①本事業は、柱材やツーバイフォー材を提供するものであり、愛媛県及び林材会議は建築に関する一切の責任を負わない。

②事業の実施は、えひめ材の家づくり事業実施要領に基づき行う。

別表1（在来軸組工法）

土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋かい、小屋束、棟木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル

別表2（枠組壁工法）

ツーバイフォー材のうち、縦枠材

(注) 大工・工務店等施工業者とともに十分ご確認下さい。

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

【施工業者等】

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号